

該当する年度をご記入ください。

提出日をご記入ください。

令和4年3月15日

(令和4) 年度 [(令和3) 年分]

特別区民税・都民税（住民税） 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書

令和4年1月1日現在の住所・氏名・生年月日・個人番号（マイナンバー）・連絡先等をご記入ください。

1月2日以降に転居された方は、上段に1月1日現在の住所を、下段に申告日時点の住所をご記入ください。

1月1日 現在の住所	板橋区板橋××-××-××	電話番号	×××-×××-××××
申告日時点 の現住所	※上記と異なる場合のみ記入 板橋区板橋××-××-××	生年月日	明・大(昭)平・令 25年5月25日
フリガナ	イタバシ タロウ	代理申告欄	
氏名	板橋 太郎	続柄	代理人氏名
個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		

1 確定申告で申告した上場株式等の配当所得等について

- すべて申告不要（＝申告しないこと）を選択します。
- すべて総合課税を選択します。
- すべて申告分離課税を選択します。
- 住民税においては、下記内訳のとおり選択します。

申告不要とする 配当所得等の金額	
総合課税とする 配当所得等の金額	
申告分離課税とする 配当所得等の金額	

記入例①
1（配当所得）・2（譲渡所得）において「すべて申告不要（＝申告しないこと）」を選択する場合の記入例
 ➡ 1（配当所得）・2（譲渡所得）について「すべて申告不要（＝申告しないこと）」を選択することから、「 すべて申告不要（＝申告しないこと）を選択します。」に を入れ、金額は記入しないでください。
 なお、「すべて総合課税」又は「すべて申告分離課税」を選択する場合も同様に該当する箇所に を入れ、金額は記入しないでください。
 ※ 配当、譲渡どちらも所得税と異なる課税方式を選択する場合には、必ずそれぞれの該当する箇所に を入れてください。
 ※ すべての に がない所得については、確定申告どおりに課税します。
 ※ 表に金額の記入をするのは、1（配当所得）・2（譲渡所得）においても「住民税においては、下記内訳のとおり選択します（上記以外）」を選択する場合のみです。その場合は表内に金額の記入が必要ですので、裏面の記入例をご確認ください。

2 確定申告で申告した上場株式等の譲渡所得等について

- すべて申告不要（＝申告しないこと）を選択します。
- すべて申告分離課税を選択します。
- 住民税においては、下記内訳のとおり選択します。（上記以外）

申告不要とする 上場株式等の譲渡所得等の金額	円		
申告分離課税とする 上場株式等の譲渡所得等の金額	円	住民税の源泉徴収税額 (株式等譲渡所得割額控除額)	円

【職員使用欄】には記入しないでください。

【職員使用欄】 宛名番号： 受付： 入力： 再審：

記入例②

1（配当所得）は住民税においては、下記内訳のとおり選択する、2（譲渡所得）は課税方式を選択しない場合の記入例

配当所得 200,000 円（〇〇銀行分 50,000 円は申告不要、△△証券分 150,000 円は申告分離課税を選択）

譲渡所得 500,000 円（すべて申告不要を選択する）

➔ 該当の項目に をし、金額は住民税において申告する内容に合わせてご記入ください。

1（配当所得）について 〇〇銀行分 50,000 円は申告不要の欄へ

△△証券分 150,000 円は申告分離課税の欄へそれぞれご記入ください。

2（譲渡所得）について「すべて申告不要（＝申告しないこと）を選択します。」に を入れてください。

※ 記入例②の場合は、配当所得・譲渡所得どちらも所得税と異なる課税方式の選択をすることから、それぞれ所得の該当する箇所に が必要です。

※ **申告する場合は、申告する上場株式等に係る配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することが必要です。（一部を総合課税、残りを申告分離課税として申告するような選択は不可）**

※ **譲渡所得の損失を申告する場合、同一口座内の配当所得も申告する必要があります。**

住民税においては、下記内訳のとおり選択します。（上記以外）

申告不要とする 配当所得等の金額	50,000 円	住民税の （配当割戻）	年間取引報告書等の資料を 確認してご記入ください。
総合課税とする 配当所得等の金額	円		
申告分離課税とする 配当所得等の金額	150,000 円	住民税の源泉徴収税額 （配当割戻控除額）	7,500 円

2 確定申告で申告した上場株式等の譲渡所得等について

すべて申告不要（＝申告しないこと）を選択します。

すべて申告分離課税を選択します。

住民税においては、下記内訳のとおり選択します。（上記以外）

すべて申告不要を選択しているので、
金額を記入しないでください。

申告不要とする 上場株式等の譲渡所得等の金額	円	住民税の源泉徴収税額	
申告分離課税とする			

記入例③

1（配当所得）は課税方式を選択しない、2（譲渡所得）は住民税においては、下記内訳のとおり選択する場合の記入例

配当所得は所得税と異なる課税方式を選択しない。（確定申告どおりとする）

譲渡所得 1,000,000 円（□□銀行分 400,000 円は申告不要、◇◇証券分 600,000 円は申告分離課税を選択）

➔ 該当の項目に をし、金額は住民税において申告する内容に合わせてご記入ください。

1（配当所得）について 所得税と異なる課税方式を選択しないため記入不要です。

2（譲渡所得）について □□銀行分 400,000 円は申告不要の欄へ

◇◇証券分 600,000 円は申告分離課税の欄へそれぞれご記入ください。

※ 記入例③は譲渡所得のみ所得税と異なる課税方式を選択する場合の例です。配当所得のみ所得税と異なる課税方式を選択する場合には、「記入例②（1 確定申告で申告した上場株式等の配当所得等について）」の箇所を参照してください。

※ **譲渡所得の損失を申告する場合、同一口座内の配当所得も申告する必要があります。**

住民税においては、下記内訳のとおり選択します。（上記以外）

申告不要とする 上場株式等の譲渡所得等の金額	400,000 円	住民税の源泉徴収税額 （株式等譲渡所得割戻控除額）	年間取引報告書等の資料を 確認してご記入ください。
申告分離課税とする 上場株式等の譲渡所得等の金額	600,000 円		